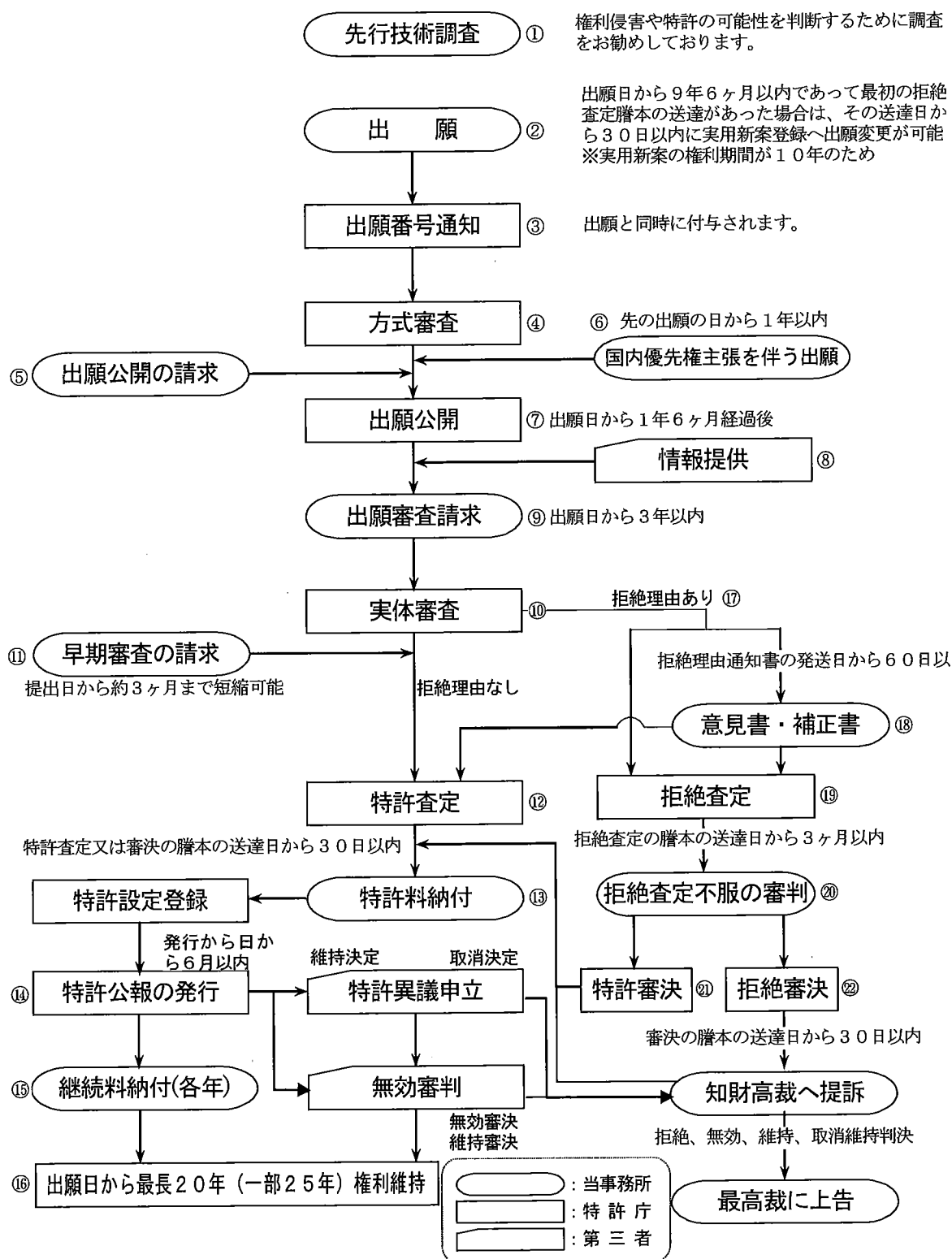


特 許 出 願

特許（発明）とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なものをいいます。したがって、金融保険制度や課税方法などの人為的な取り決めや計算方法や暗号など自然法則の利用がないものは保護の対象とはなりません。また、技術的思想の創作ですから、発見そのもの（例えば、ニュートンの万有引力の法則の発見）は保護の対象とはなりません。さらに、この創作は、高度のものである必要があり、技術水準の低い創作は保護されません。（特許庁 HP）



<出願から権利取得までの説明>

- ① 権利侵害や特許の可能性を判断するためにも事前に先行技術調査をすることをお勧めします。
- ② 我が国では、同じ発明でも先に出願された発明のみが特許となる先願主義を採用しています。従って、出願前に発明を公表することは避けることが賢明です。
- ③ 出願すると同時に特許庁から出願番号が付与されます。付与後はこの出願番号により特許庁とのやりとりがなされます。
- ④ 特許庁に提出された出願書類が所定の方式に従っているかどうか審査されます。
- ⑤ 出願日から1年6ヶ月前であっても出願公開請求をすると早期に公開特許公報が発行されます。
- ⑥ 出願をした後に、これらを更に改良した発明がある場合には、先の出願に記載した発明に新たな発明を加えて出願することができます。この出願は先の出願日から1年以内に国内優先権主張を伴った出願をしなければなりません。なお、先の出願に記載された事項は先の出願日に出願したものとして審査されます。
- ⑦ 出願審査請求の有無に関係なく出願日から1年6ヶ月经過後にすべての出願内容が公開特許公報発行により公開されます。公開により補償金請求権が発生します。(相手へ警告が必要)
- ⑧ 公開特許公報を見た第三者から特許庁に対して公知技術の情報提供ができます。
- ⑨ 審査を受けるには出願審査請求書の提出が必要です。提出期間は出願から3年間です。
- ⑩ 出願審査請求すると実体審査が開始されます。出願審査請求の日から約1年で特許庁から何らかの通知(特許査定通知又は拒絶理由通知等)が送られてきます。
- ⑪ 出願審査請求の日とは関係なく通常出願に優先して審査を開始させるためのもので、出願審査請求と同時に又は出願審査請求後に「早期審査に関する事情説明書」の提出が必要です。
- ⑫ 特許を取得するための審査段階における最終処分です。
- ⑬ 1年から3年分の特許料を一括納付すると、設定登録され、特許権が発生します。
- ⑭ 特許証書の発行の後に登録日から約2.5～3ヶ月经つと特許公報が発行され、権利化された発明の内容が公知となります。
- ⑮ 4年目以降の特許継続料(年金)は毎年の権利期間経過までに納付します。なお、納付期間経過した場合でも経過後6カ月までに倍額で納付することにより特許権が存続されます。
- ⑯ 特許権存続期間は出願日から20年であり、この期間を経過すると特許権は消滅します。(医薬品等一部の分野については5年を限度として出願日から25年まで延長することができます。)
- ⑰ 実体審査により拒絶の理由を発見した場合には、出願人に通知されます。
- ⑱ 拒絶理由に不服である場合には、拒絶理由通知書の発送日から60日以内(在外者は90日以内)に意見書・補正書の提出ができます。
- ⑲ 意見書・補正書の提出によって拒絶理由が解消しない場合の最終処分です。
- ⑳ 拒絶査定に不服のときは、拒絶査定の謄本の送達日から3ヶ月以内(在外者は4ヶ月以内)に審判請求書の提出ができます。
- ㉑ 拒絶査定が取り消され、「特許すべきものとする」旨の審決が通知されますと特許料を納付することにより設定登録され、特許権が発生します。
- ㉒ 拒絶査定が維持されて「審判の請求が成り立たない」として請求が棄却されます。この拒絶審決に対して不服である場合には、審決の謄本の送達日から30日以内に審決の取り消しを求めて知的財産高等裁判所に訴訟を提起することができます。

費用のご案内

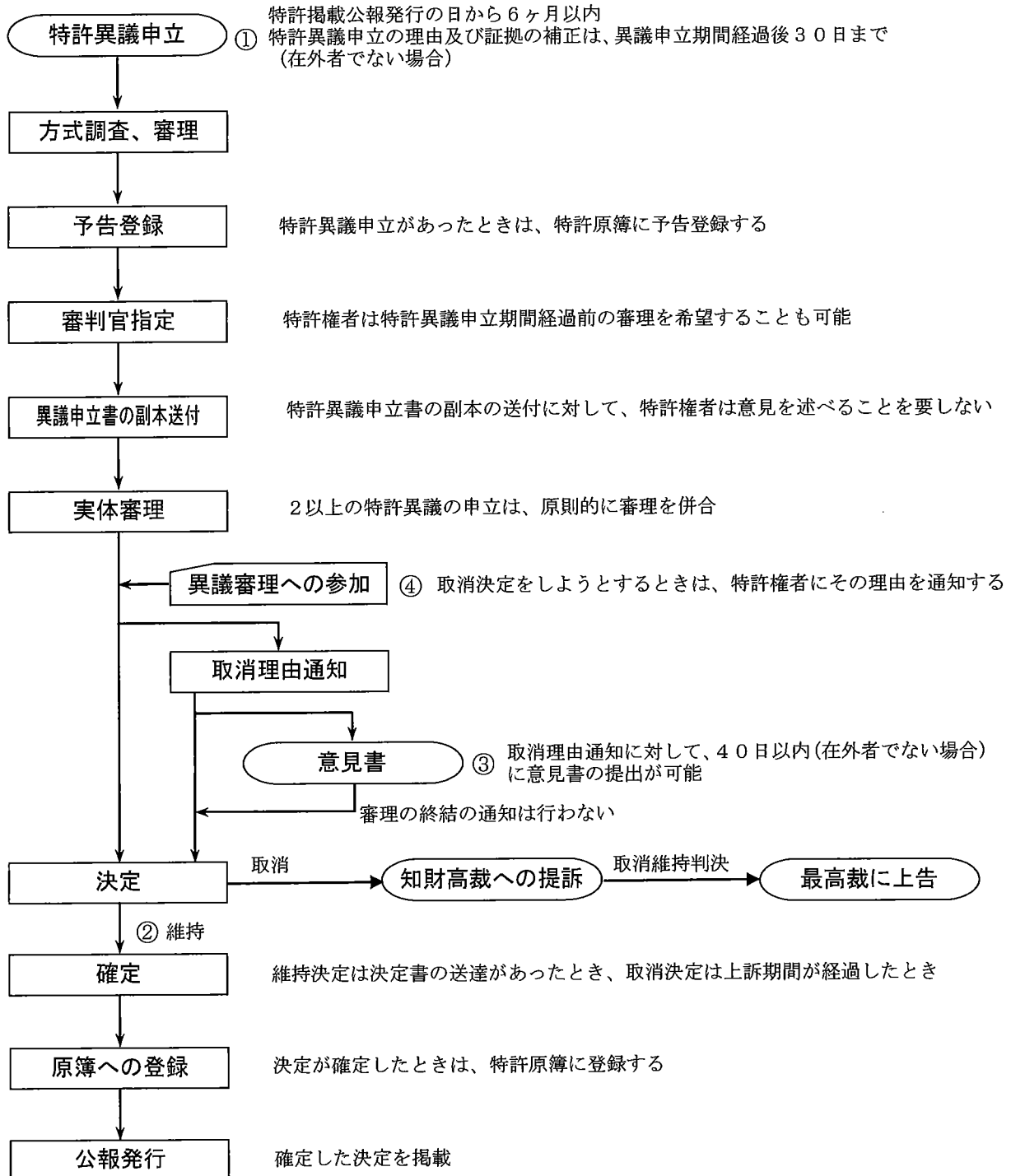
- ①先行技術調査費用 コンピュータ調査：27,000 円以上
- ②出願費用 手数料：180,000 円+(請求項 2 項目以降 1 項毎に 10,000 円加算)
特許印紙代：14,000 円、図面代：実費（約 16,000 円／枚）、
要約書作成料：4,200 円、印書代：7,200 円／枚、電子処理料：8,000 円
【例】印書 8 枚、請求項 4 項の場合：293,800 円（図面代除く）
- ⑤早期出願公開の請求 手数料：10,000 円
- ⑧情報提供費用 手数料：130,000 円、印書代：7,200 円／枚
- ⑨審査請求費用 手数料：10,000 円、特許印紙代：138,000 円+(1 項毎に 4,000 円加算)
【例】請求項 4 項の場合：164,800 円
- ⑪早期審査に関する書類の提出 手数料：20,000 円、印書代：7,200 円／枚
- ⑬特許料納付費用 弊所への成功報酬：100,000 円〔請求項 2 項目以降 1 項毎に 10,000 円加算〕
納付手数料：10,000 円
特許料 1～3 年度分一括納付：毎年 2,100 円に 1 請求項毎に 200 円加えた額×3 年分
【例】請求項 4 項の場合：148,100 円
- ⑮継続料(年金)納付費用 管理・納付手数料：20,000 円 権利継続は毎年所定額納付（複数年一括納付も可）
- ⑯意見書・補正書費用 意見書の手数料：60,000 円〔請求項 2 項目以降 1 項毎に 3,000 円加算〕、
補正書の手数料：60,000 円、印書代：7,200 円／枚、
引例加算 3 件目以上 1 件 5,500 円、電子処理料：8,000 円、
審査官面会手数料：36,000 円
- 補正書の手数料は、意見書と同時に提出する場合、50,000 円に減額
補正によって請求額が増加した場合には、請求項 1 項毎に手数料 10,000 円、印紙代
2,700 円加算
- ⑳拒絶査定不服の審判 手数料：190,000 円〔請求項 2 項目以降 1 項毎に 6,700 円加算〕
特許印紙代：55,000 円〔請求項 2 項目以降 1 項毎に 5,500 円加算〕
印書代：3,800 円／枚、電子処理料：8,000 円

【例】印書 10 枚（請求項 1 項）の場合：291,000 円
- ㉑原査定(拒絶査定)取消の審決 謝金（成功報酬）：190,000 円〔請求項 2 項目以降 1 項毎に 6,700 円加算〕

なお、上記費用には消費税が含まれていません。

料金は、今後改正される場合がありますのでご了承下さい。

特許権付与後の異議申立



費用のご案内

申立人側の場合

①異議申立費用

手数料 1 項目	270,000 円以上
2 項目以降の請求項 1 項毎に加算する額	10,000 円以上
特許印紙代	16,500 円
2 項目以降の請求項 1 項毎に加算する額	2,400 円
印書代	3,800 円／枚

②異議理由ありの決定時における費用

謝金（成功報酬） 1 項目	270,000 円以上
2 項目以降の請求項 1 項毎に加算する額	10,000 円

被申立人側の場合

①取消理由通知に対する意見書提出費用

手数料 1 項目	270,000 円以上
2 項目以降の請求項 1 項毎に加算する額	10,000 円
印書代	3,800 円／枚

②異議理由なしの決定時における費用

謝金（成功報酬） 1 項目	270,000 円以上
2 項目以降の請求項 1 項毎に加算する額	10,000 円

④異議審理への参加費用

手数料	30,000 円
印紙代	3,300 円

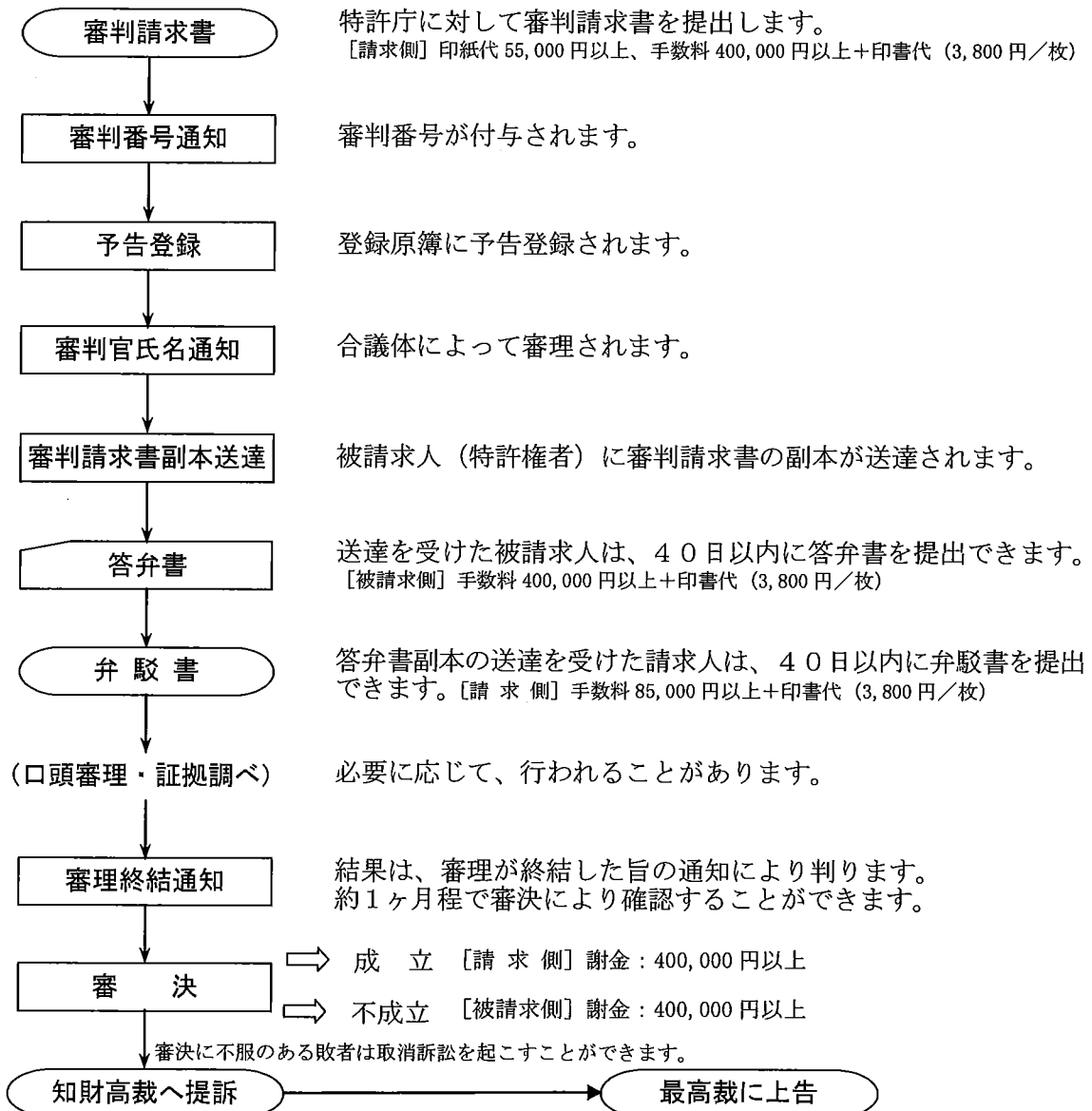
（他の手続きは権利者の手続きに準ずる）

なお、上記費用には消費税が含まれていません。

料金は、今後改正される場合がありますのでご了承下さい。

特許の無効審判

特許されたものの中には、特許要件を具備していなかったり、特許を受けることができないものであったにもかかわらず特許されたものがごく稀にあります。このような特許を無効にして、特許権を消滅させる手続きが無効審判です。これは利害関係を有する者でなければ請求できません。



なお、上記費用には消費税が含まれていません。

料金は、今後改正される場合がありますのでご了承下さい。